

図書館の管理運営のあり方を考える

～「指定管理者制度」と

子どもの読書・住民サービスの保障～



「指定管理者制度」って何？



知っているようで知らないうちに、たくさんの身近な施設に「指定管理者制度」は導入されています。

「指定管理者制度」が図書館に導入されると、私たちの図書館はどのように変わるのでしょうか。利用者にとってのメリットは？ デメリットは？

栃木県内の公立図書館では、他県に例を見ないスピードで「指定管理者制度」が導入され続けています。個人の「知る権利」を守り、子ども達の読書環境に大きく関係する公立図書館に、「指定管理者制度」はふさわしいのでしょうか。

「指定管理者制度」そのものを、一緒に考えてみましょう。

*日時：2014年 4月 5日(土) 13:00～15:00

*場所：宇都宮市立東図書館 2階 集会室

*講師：松岡 要 氏

プロフィール：1946年 愛知県生まれ

元目黒区職員(元目黒本町図書館長)、元日本図書館協会事務局長

■著作：(共著)『新図書館法と現代の図書館』(日本図書館協会)、(論文)「書館の「望ましい基準」を考えるために 文部科学省「社会教育調査」にみる図書館の指定管理者制度の現状」『出版ニュース』(54)所収、「「原発」と図書館：関係データの紹介を中心に」『図書館評論』(2313)所収、「特別区の図書館はなぜ「指定管理者制度」が多いのか：特別区制度の問題」『みんなの図書館』(437)所収など多数。



※事前の申し込みは必要ありません。

内容に関するお問い合わせ：学校図書館を考えるプロジェクト

代表 西巻ちず子 0280-55-1096